

小字「薬師前」「薬師堂」をめぐる考察
幻の寺院「桜本坊」とその末寺の行方

竹内 宙明

一、はじめに

現在、埼玉県鴻巣市屈巢にある鴻巣市立屈巢小学校の沿革は、次のようなものである。（「屈巢小学校公式ブログ」二〇二二年一月三〇日記事より）

- 明治 6年 屈巢2160番地観音堂を仮校舎とし、後に御蔵場に移転。
8年 南北二校に分け、円通寺を南校、真福寺を北校として使用。
14年 薬師前（元御蔵場跡・今の放課後児童クラブ周辺）に校舎新築。（後に開校日となる）
19年 学区改正があり校舎を増築。種崎学校と称し、広田、屈巢、野村の児童を収容。
22年 町村制施行により広田、野と分離し尋常屈巢学校と改称。
大正 7年 修業年限2年の高等科を併設し屈巢尋常高等小学校と改称。
昭和16年 屈巢国民学校と改称。
昭和22年 屈巢村立屈巢小学校と改称。
29年 川里村立屈巢小学校と改称。
33年 屈巢小学校の開校を明治14年1月25日と制定。
37年 川里村立屈巢小学校は旧川里中学校屈巢分教場（屈巢4515番地）に位置を変更し本校とし、従来使用していた校地校舎は西分教場として使用。（今の場所になった）
38年 校歌制定。分教場を廃止し、二階建て校舎を現在地に移転。
39年 完全給食を実施
41年 校庭東寄り（現職員駐車場）にプール完成
44年 校旗作製
52年 体育館完成
56年 二階建て校舎跡地に鉄筋三階建て校舎を改築竣工
平成 4年 プールを体育館北側に新設。
17年 鴻巣・川里・吹上3市町合併により、鴻巣市立屈巢小学校と改称。

沿革に出てくる「御蔵場」や「薬師前」は、今の鴻巣市立屈巢放課後児童クラブ周辺（図1）の地域を指す。

（図1）「+」印は現在の「鴻巣市立屈巢放課後児童クラブ」の位置

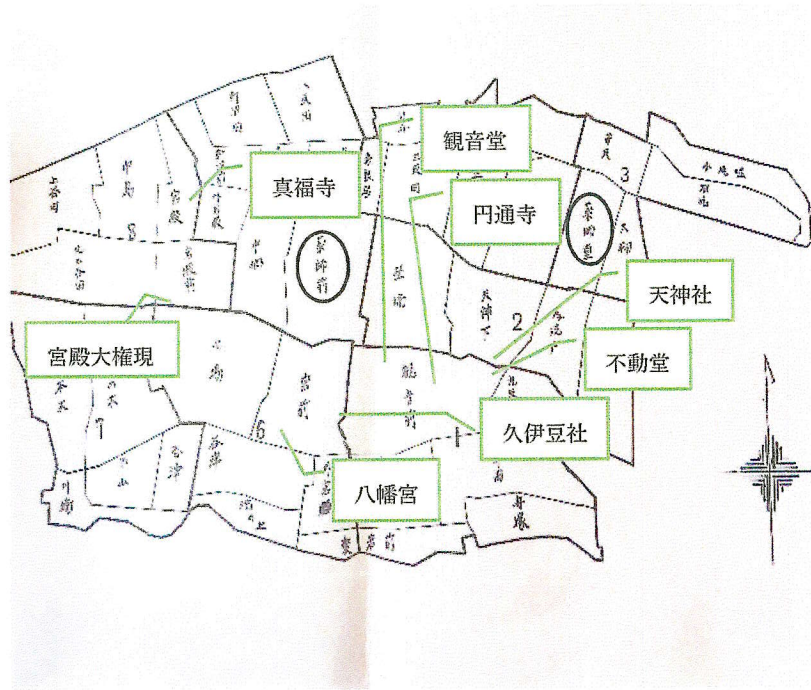


「御蔵場」は、かつてこの屈巢地域が「屈巢村」と呼ばれ、忍藩（現・行田市周辺）の領地であった時代に、米を貯蔵する蔵があった場所と考えられる。渡辺せつ子氏『藤村多希―明治を生きた産婆―』（郁朋社、二〇一九年）によれば、当村で代々村役人を務めた藤村家の「敷地内に

は忍藩の郷藏が数棟並び、藤村家の当主で名主の藤村表内は郷藏の管理を任され」ていたとあるが、厳密に言えば屈巢村の名主は天明元年（一七八一）時点では「中根武右衛門」「秋山嘉之平」「渋井小四郎」（「屈巢村真福寺起立書」）であり、安政二年（一八五五）に屈巢村芝地新田名主として「藤村表内」が任命されたことにより、それまで屈巢村上分・下分の名主であった「山崎栄治」「中根武右衛門」に加え、屈巢村新田名主の「藤村表内」という三名主体制であったことが確認される。したがって、この屈巢村全体の「御藏屋敷」Ⅱ「御藏場」であったと推定される。

ただ、ここで問題となるのが「薬師前」という小字である。昭和四十六年（一九七二）刊行の『川里村屈巢全図』（丸山清氏編集、東日本測図社）によれば、当村には現在の屈巢放課後児童クラブや小学校地を含む「薬師前」という小字の他にも「薬師堂」という小字があったことが確認できる。（図2）「薬師」「薬師堂」というからには、当地に薬師神社、もしくは薬師如来を本尊とする寺院があつて然るべきだが、現在、「薬師前」にも「薬師堂」にもそうした寺社仏閣の存在は確認できない。しかも、先述した『川里村屈巢全図』を確認すると、その占有面積は広大であり、何故これだけの敷地を有していながら、かつてあつたはずの「薬師堂」が跡形もなく姿を消したのか判然としない。

（図2）



本稿では、何らかの事由によって忽然と姿を消した「薬師」の謎を解明しつつ、その背景にある明治期の諸政策の地方村落における展開について、考察していきたい。

二、明治以前に存在した屈巢村の寺院「桜本坊」

実は、江戸期における屈巢村の寺院について、いくつかの史料を確認すると、「薬師堂」を有する寺院は即座に特定される。「桜本坊」である。

『新編武蔵風土記稿』（昌平豊地理局総裁林述斎編、文政十一年（一八二八））は「桜本坊」に

ついで、次のように記している。(表記等は一部読みやすく改めた。)

○櫻本坊 本山修驗京都聖護院末ニテ年行事職ヲ司レリ 醫王山廣安寺圓光院ト云 當寺ハ建長六年(一二五四)北條相模守時頼隣村廣田村ノ地へ造立シテ廣安寺と號セリ 開山ノ僧廣林僧都ハ永仁二年(一二九四)朔日寂ス 夫ヨリ五世ノ僧宥賢ノ時文龜二年(一一五〇二)回祿ノ災ニカリ堂宇烏有トナリシカハ同三年(一一五〇三)此地へ移シテ圓光院ト呼ヘリ 宥賢ハ天文二十一年(一一五五二)六月廿日寂ス コレヲ中興ノ開祖ト稱ス 夫ヨリ又三世ノ僧良賢ノ時天正十九年(一一五九二)十一月東照宮コノ邊御放鷹ノ時御鷹ソレテ境内ノ櫻ノ枝ニ止リシカハ頓テ當寺へ成セラレシト云 其時今ノ坊號を賜リシ 寺領ノ御朱印ヲ下サレシニ元和三年(一六一七)十二月十七日堂宇再ヒ丙丁ノ災ニアヒテ御朱印ヲ焼失シ寺領ヲ召上ラレシト云 本尊不動ハ立像ニテ弘法大師ノ作ナリ 藥師堂 藥師ハ行基ノ作ニテ坐像ナリ 又前立ニ運慶ノ作ナル同像ヲ安ス 鷹留櫻 客殿ノ前ニアリ 上ニ出セリ

ほぼ同様の記事は、『増補忍名所図会』(洞李香齋著・岩崎長容増補、安政三年(一八五六))にも見られるが、以下の記載内容が異なっている。

櫻本坊 屈巢村左手にあり 本尊藥師 長耆尺ばかり 行基菩薩の作なり

(中略)

靈寶

藥師如來運慶の作 不動明王弘法大師の作立像一尺七寸 毘沙門天護法親王御筆

先の『新編武藏風土記稿』の編纂から二十八年を経た『増補忍名所図会』の編纂段階では本尊が「不動」から「藥師」に変わっているのである。先に本尊であった弘法大師作の不動明王立像の記載はあるものの、あくまで靈寶扱いである。こうした変更が行われた事情は明らかではないが、近隣の寺院で桜本坊とも縁のあった真福寺(位置は図2参照)の本尊が不動明王であったことが関係している可能性が考えられよう。天元元年(一七八二)四月「屈巢村真福寺起立書」(屈巢山崎玉江家一)によれば、「古老伝説第二世証範、当村匠王山桜本坊ヨリ奉迎不動尊ヲ奉安置本尊ニ、已來不動院ト号シ來候事」とあり、真福寺の本尊不動明王は桜本坊より迎えられたものであったという。ただし、起立書を作成した真福寺第七世円明は同起立書に「予愚案ニ第二世統開山証範 慶長一五年庚戌年寺号ヲ開玉フ乎 不分明」と記しているため、慶長十五年(一六一〇)時点で既に桜本坊から不動明王を迎えていた可能性は高く、一八〇〇年代に桜本坊の本尊変更について明確な理由は不明というほかない。

さて、この桜本坊の規模については、文政十一年(一八二八)六月「屈巢村堂庵書上帳」(鴻巣市武藤芳郎家一)に詳細に記されている。その記事によると、桜本坊には「字藥師前耕地 御除地耆町式反歩(中略)但、右御除地耆町式反歩藥師免ニ被下候年月相分不申候」とある。記事に出てくる「除地」とは、江戸時代に幕府や藩から年貢を免除された土地のことである。朱印地や見捨地以外のものをいい、寺社の境内や特別な由緒のある土地のことをいう。先の記述によれば、文政十一年(一八二八)時点の本尊であった「藥師」に免じて除地となった土地が「字藥師前耕地」として「耆町式反歩(約三六〇〇坪相当)」あったということになる。さらに、この桜本坊末寺として同村には「大林寺」(「字市場耕地御除地林五反歩(約一五〇〇坪)(中略)但、右御

除地林五反歩稻荷免ニ被下候、年月相訳不申候」、「多宝院」（「字舟塚耕地」）があり、『新編武蔵風土記稿』によれば、さらに同村の「久伊豆社」「天神社」も「櫻本坊ノ持ナリ」と記載があるのみならず、村外にも忍領廣田村の「別當金剛院」「広寿院」、下須戸村の「宮本院」、持田村の「別當峯雲寺」、騎西領上崎村の「養泉院」を配下に持つなど、かなり有力な寺院であったと類推できよう。

ここまで史料によって、桜本坊が「字薬師前耕地」を「除地」として有していたところまで確認できた。では実際、桜本坊は一体どの辺りに位置していたのだろうか。ここで注目したいのが、『川里町史 通史編』（川里町教育委員会編・二〇〇五年）に記された次の証言である。

現在、旧桜本坊に残る無縫塔には「天文二年（一五五二）六月七日壬子大越家権大僧都
有賢法印」と刻まれており、桜本坊の関係者と推定されている。

この証言にしたがうなら、「天文二年（一五五二）六月七日壬子大越家権大僧都有賢法印」と刻まれた無縫塔のある場所が旧桜本坊跡地と類推できる。なお、この記事では「権大僧都有賢法印」を「桜本坊の関係者と推定」しているが、既述の通り、『新編武蔵風土記稿』（及び『忍名所図会』）に記載のある「僧有賢」Ⅱ「大越家権大僧都有賢法印」と考えてよからう。ちなみに、「大越家（だいおつけ）」とは権大僧都法印のことで、塔身が卵形という特徴がある。

この無縫塔の位置は『川里町史』にこれ以上の記載がないため、『川里村屈巢全図』の小字「薬師堂」「薬師前」エリアに絞って、現地踏査を実施した。その結果、（図3）の位置にその無縫塔を発見するに至った。

（図3）



無縫塔の在所は、現在中根家の墓所となっており、先の「権大僧都有賢法印」以外にも歴代の桜本坊法印のものとおぼしき無縫塔群や「屈巢村堂庵書上帳」に記載のあった石地藏や石如意輪観音と思しき石仏が現在も残されている。以下、実際に文字の判別が可能であったものをいくつか掲出する。

(1) 大越家権大僧都有賢法印 (天文二十一年 (一五五二))



(2) 大徳権大僧都良賢法印 (寛永二年 (一六二五))



(3) 法印権大僧都養長 (正保二年 (一六四五))



(4) 傳燈正年行事法印俊英大徳 (正中元年 (一三三四))



(5) 権大僧都勝英法印 (天明四年 (一七八四))



(6) 権大僧都良叡法印 (貞享二年 (一六八五))



(7) 権大僧都有澄法印・権大僧都有緊法印 (安政三年 (一八五六)・安政四年 (一八五七))



(8) 権大僧都勝春法印 (安永二年 (一七七三))



(9) 権大僧都良範法印 (延宝六年 (一六七八))



(10) 石如意輪観音 (安永八年 (一七七九))



これらの無縫塔および石仏群の所在が特定されたことにより、桜本坊の位置が現在の屈巢小学校を含む小字「薬師前」地域であったことが確かめられた。

一方、小字「薬師堂」地域については、現在すべて耕作地であり、堂宇が建立されていた形跡も全くない。「薬師堂」地域は、現校地の小字「薬師前」と隣接していない点が非常に特異（当村内の小字「観音前」（観音堂）「宮前」（久伊豆社）「宮殿前」（宮殿大権現）「天神下」（天神社）等はすべて社寺と隣接する）であるが、周辺地域において新田開発がさかに行われていたことを考えると、桜本坊による寺社請新田、「薬師堂（新田）」であった可能性が考えられる。ただし、これは現時点において、あくまで推測に過ぎない。現「薬師堂」の地権者等について詳細な調査をしていないため、それが明らかになればこの推測の正否が自ずと明らかになるだろう。

なお、(2)の「大徳権大僧都良賢法印」は、既述の『新編武蔵風土記稿』（及び『忍名所図会』）に記載のある「僧良賢」と同一人物と推定される。この「桜本坊の権大僧都法印良賢」の名は、高野山の塔頭清浄心院所蔵の「武蔵日月過去帳」に妙法禪定尼とともに記載があり、「慶長十六年（一六一一）九月八日に、生前に死後の菩提を願う逆修供養を依頼していることが見える」（『川里町史 通史編』）という。(10)の「石如意輪観音」には、「念佛供養塔 安永八年己亥二月吉日」と記されているが、先の「屈巢村堂庵書上帳」桜本坊の項にある「石如意輪勧音 高五尺但、台座迄 安永八巳二月願之有無相訳不申候」の記載と一致することから、桜本坊に安置されていたものと推測される。また、桜本坊の属した本山派修験道は、大先達・正年行事・準年行事・永小先達・一代小先達・小先達格・頭中頭・直院・直院格・並院の十段階があり、このうち年行事・準年行事というのは、先達のもとにあつて「霞」（縄張）の実際的な支配権（触頭）を有していたが、(4)によれば「法印俊英大徳」は「正年行事」職であり、『新編武蔵風土記稿』の「本山修験京都聖護院末ニテ年行事職ヲ司レリ」との記載とも合致する。

さらに敷衍すれば、桜本坊がこの「薬師前」地域にあった痕跡が、周辺にいくつも散見される。一つ目は屈巢小学校内にある石板である。（位置は図3参照）三つとも梵字が彫られており、おそらく坊内に安置されたものと考えられる。

(11) 屈巢小学校内の梵字石板



また、類似の梵字石板が先の無縫塔群、先述した藤村家の伊奈利社、円通寺内にも見られる。（同種の石板の分布については諸岡勝氏「鎌倉時代末期の板碑の一事例「築道型」の分布と特性」『熊谷市史研究』第三号、二〇一一年）に詳しい。）

【無縫塔群の梵字石板】



【藤村家・伊奈利社の梵字石板】（神額には「伊奈利神・八幡大神」と併記）



二つ目は荒井家入口付近にある石板群である。（位置は図3参照）

（12）石板群（文化十一年（一八一四））



（12）の石板には「大日如来 薬師如来 観世音菩薩 文殊菩薩 虚空藏菩薩 不動明王 六面 弘法大師 諸願成就 屈巢村 施主 新●」とあり、近隣に新井姓の住人が多くいることから新井家が施主となったものと考えられる。また、その石板の後ろには（11）と同様、梵字が彫られた石板が多数ある。しかしながら、裏面を確認できず、石板自体が割れた状態であり、元の状態が如何なるものであったかは分からない。これらも坊内に安置されていた可能性があるろう。

三つ目は「多聞天」と彫られた石碑である。（位置は図3参照）

（13）多聞天・正面



この石碑の右側面には(14)のように碑文が残されている。

(14) 多聞天・右側面



碑文には「寄 文政十三(一八三〇)庚●龍集 舍冬十一月良辰 奉請主 醫王山桜本坊院主 宥澄」と記されており、「桜本坊院主宥澄」によって造立されたものであることが分かる。さらに、(7)の無縫塔の「権大僧都有澄法印」の名前と一致することから、「文政十三(一八三〇)」時点において宥澄が桜本坊の院主であったことも併せて明らかとなる。なお、川里村史調査報告書「第4集 かわさとの石仏」(平成七年)によれば、桜本坊に安置されていたものだという。

四つ目は『新編武蔵風土記稿』に「桜本坊ノ持ナリ」と記載のあった「久伊豆社」(現・屈巢久伊豆神社)に残された三つの祠である。(位置は図2参照)

(15) 祠①右側面



(16) 祠①左側面



祠①の(15) 右側面には「元禄十四年(一七〇一) 辛巳年五月吉日 廣安寺圓光院櫻本坊 勝秀代」とあり、(16) 左側面には「天保三(一八三二) 任辰星●月再興願主野村飯塚 醫王山櫻壽院宥澄代」と記されている。既出の「宥澄」の名、『新編武蔵風土記稿』(及び『忍名所図会』)に記載のある「廣安寺圓光院櫻本坊」「醫王山」と合致すること、「屈巢村堂庵書上帳」の桜本坊の項に「石荒神 高式尺五寸 但、台座迄 元禄十四年巳三月願之有無相相訳不申候」(「五月」を「三月」と誤記か?)とあることから、この祠は桜本坊に安置されていた「石荒神」であったと推定される。併せて、元禄十四年当時の院主が「勝秀」であったことも確認できる。

(17) 祠②左側面



(18) 祠②背面



(19) 祠②右側面



祠②は(17)・(19)に「●應二年當寺中興勝頭(上二字が異体字)法印記曰 山王荒神
稻荷者從往古當山之鎮守也雖然念之存者則三社也蓋古遙遠(上二字が異体字)新建石廟以傳不朽
銘曰 惟神維德 常降百祥 天長地久 國家安康 安永七(一七七八)戊戌季秋吉日武州埼玉群
忍領大田庄屈巢邑醫王山廣安寺圓光院櫻本坊第十六世法孫勝英謹誌」と刻まれている。内容とし
ては、「當寺中興勝頭法印記」に記された石廟の由来(「山王」「荒神」「稻荷」の三社の石廟が当
山の鎮守であったこと等)、銘文、上記二項について「醫王山廣安寺圓光院櫻本坊第十六世法孫
勝英」が「謹誌」した旨である。銘文中の「中興勝頭法印」は、先に文字の判読が困難なため掲
出しなかった無縫塔のうち、僧名を表記した異体字が共通することから、次の無縫塔が「中興法
印権大僧都勝頭(上二字が異体字)」(貞享二年(一六八五))のものであることが明らかとなっ
た。



さらに同じ「勝頭」の名は、久伊豆社に残された次の石板にも確認できる。



また、「醫王山廣安寺圓光院櫻本坊第十六世法孫勝英」は、(5)の無縫塔の「権大僧都勝英法印」の名と一致することから、「安永七年(一七七八)」時点において桜本坊の院主であったと分かる。銘文の内容から推すに、この祠は「山王」「荒神」「稲荷」の三社のいずれかであるが、先の祠①が「石荒神」、祠③が「石山王」と推定されることから、祠②は「石稲荷」である可能性が高い。先述の「屈巢村堂庵書上帳」の桜本坊の項には「石稲荷 高式尺 但、台座迄 永暦二年(一一六一) 末勸請仕候願之有無相訳不申候」との記載がある。

(20) 祠③正面



(21) 祠③左側面



祠③の(21)左側面には「元禄四年辛未天三月十五日 勝秀代」とあり、「屈巢村堂庵書上帳」桜本坊の項にある「石山王 高式尺 但、台座迄 元禄四年末三月勸請仕候願之有無相訳不申候」の記載内容と一致することから、桜本坊に安置されていた「石山王」であったと推定される。併せて、「勝秀」の名が祠①と共通することから、元禄四年～元禄十四年当時の桜本坊院主が「勝秀」であったことも確認できる。

五つ目は小字「観音前」にある不動堂である。そこに次のような看板が掲げられている。(位置は図2参照)

(22) 不動堂の看板



(22) の看板には「天明七丁末十二月日(一七八七) 施主醫王山櫻本坊法印勝英代建之 世話人天神前下曲輪」とある。この看板に記載のある「醫王山櫻本坊法印勝英」の名は、(5) の無縫塔の「権大僧都勝英法印」(天明四年(一七八四))、(19) 祠②の「醫王山廣安寺圓光院櫻本坊第十六世法孫勝英」(安永七年(一七七八))と一致することから、「安永七年(一七七八)」→「天明七年(一七八七)」時点で勝英が桜本坊の院主であった可能性がある。(ただし、(5)「勝英」の無縫塔に記載された「天明四年(一七八四)」が正しいとすると、不動堂建立の「天明七年(一七八七)」時点で既に「勝英」は亡くなっていたことになり、矛盾が生じる)

(23) 不動堂内



(23) の通り、中には不動明王が祀られており、「堂宇改築の記」が掲げられている。それによると「この不動堂は鴻巣―忍線県道改修による強制移転を命ぜられた際その費用を●●再建したものである 昭和四十四年(あるいは四十五年か)」とあり、現在の建物自体は比較的新しいものではあるが、(22) の記載内容と併せて考えると、少なくとも移転以前は「天明七丁末十二月日(一七八七) 施主醫王山櫻本坊法印勝英代」に建立された不動堂が県道上に存在したということになる。ただし、醫王山廣安寺圓光院に安置されていた「不動明王」は『新編武蔵風土記稿』(及び『忍名所図会』)によると「不動ハ立像ニテ弘法大師ノ作ナリ」(不動明王弘法大師の作立像一尺七寸)であり、(23) のような坐像でないことは明らかである。そうなると残る可能性は、「屈巢村堂庵書上帳」に記載のある桜本坊末寺・多宝院にあった不動堂である。残念

ながら、多宝院に安置されていた不動明王像がどのようなものであったか記載がないため推測の域を出ないが、現時点ではその不動堂が現在の地に移築された蓋然性が最も高い。

ちなみに「多宝院」(「舟塚耕地」)についても、同村の小字「舟塚」地域にあったものと推測できるため、当該地域において現地踏査を実施したが、現在その痕跡はなかった。ただ、当該地にあった「舟塚古墳」に関する「古墳詳細分布調査 試掘・測量調査の報告」(埼玉県立さきたま資料館・学芸部)によれば、古墳付近に近世のものとおぼしき堀が発見されており、「地元の方の話によると、ゴボウイン(御坊院か?)と呼ばれる草堂に伴なうものと推定される」との報告がある。また、『川里町史 通史編』には、同地域で古銭が出土した場所の近くに「ゴボウやま」と呼ばれていた場所があり、これに「御坊山」と字を当てれば、寺院などがあったとも考えられる」との指摘もあり、同地に昭和四十年頃までいくつか石仏があったとの報告(川里村史調査報告書「第4集 かわさとの石仏」)もあるため、この「御坊院」「御坊山」付近が「多宝院」の在所であった可能性がある。

なお、(22)文中に出てくる「曲輪(くるわ)」は城の内外を土塁、石垣、堀などで区画した区域の名称であり、おそらく忍領と他領の境界、すなわち「下」にあたる地域の人々を指すと考えられる。同じ「天神前下曲輪」の語は、観音堂(位置は図2参照)にある石馬頭観音像(宝暦四年(一七五四)甲戌天)にも刻まれているが、「天神下」地域には屈巢用水路が流れており、この用水路を境として「天神前下曲輪」と称したと推定される。そのことは「堂宇改築の記」に列記されている人々の姓が小字「天神下」周辺の住民の姓と一致することからも裏付けられよう。六つ目は、この周辺地域に散見される「御神燈」である。(位置は図2・3参照)いずれの「御神燈」にも共通して刻まれているのが、「阿夫利神社御神燈」という文字である。以下、実際に確認できた「阿夫利神社御神燈」を掲出する。(なお、円通寺に程近い場所にも昭和五十三年に新造された「阿夫利神社御神燈」(天神前組)があることから、他にも同様の「御神燈」がある可能性には留意されたい)

(24) 神燈1 (位置は図3参照)



(25) 神燈2 (位置は図3参照)



(26) 神燈3 (八幡宮内。位置は図2参照)



(27) 神燈4 (天神社内。位置は図2参照。ただし、背面に「大正七年十月吉日」との記載)



先述したように全ての「神燈」に共通して「阿夫利神社」と刻まれている。畑中章宏氏によれば、「神奈川県伊勢原市に聳える大山中腹の「大山阿夫利神社」は、十一面観音を本地とする大山石尊大権現として神仏習合が続いてきた。中世以降、大山修験はさかんになり、江戸時代には関東各地に大山講が組織され、多くの庶民が参詣した修験者らは「御師」として参詣者の先導役を務め、山麓の伊勢原や秦野には宿坊が軒を連ね、門前町として栄えた。」という。『廃仏毀釈―寺院・仏像破壊の真実』ちくま新書、二〇二一年)

(24) 神燈1、(25) 神燈2が桜本坊のあった「薬師前」近接地域にあること、また、(26) 神燈3が修験道とも関わりの深い「八幡宮」内に、(27) 神燈4が『新編武蔵風土記稿』に「櫻本坊ノ持ナリ」と記載のあった「天神社」(平文国〈平将門の孫、信田小太郎〉拜書「天満大自在天」神額が奉安)内にあることは注目に値しよう。既出の天元元年(一七八一)四月「屈巢村真福寺起立書」には「桜本坊」として真福寺に対し日牌(毎日供養すること)料・石尊(大山阿夫利神社)料、常灯明(常に神仏に供える灯火)料分の土地が寄進された記事がみえる(『川里町史 通史編』)ことから、これらの御神燈造立に桜本坊が関与していたことは間違いないだろう。

なお、(26)のある八幡宮には「浅間神社」「小御嶽神社」の石碑も確認できる。

(28) 浅間神社石碑(八幡宮内)：裏面には「富士山」「先達」の文字が見える。



(29) 小御嶽神社石碑(八幡宮内)



富士山が日本古来の山岳信仰と密教・道教(神仙思想)とが習合した修験道の道場となったことはいままでもないが、(28)・(29)がともに(26)と同じ八幡宮にあることから本山派修験の桜本坊との関係が推定される。

また、「観音前」地域にある観音堂(位置は図2参照)にも(30)「藤伊奈利社・浅間神社」の石碑があり、(31)裏面には「大先達」「先達」といった修行で霊峰に入る際、先頭に立つて道案内や修行の作法を指南してくれる修験者を表す語がみえ、桜本坊が関与した「富士講」が当村に形成されていた可能性も高い。

(30) 藤伊奈利社・浅間神社石碑正面(観音堂地内)



(31) 藤伊奈利社・浅間神社石碑裏面(観音堂地内)



さらに、「宮殿前」地域にある(32)「宮殿大権現」(現在の位置は図2参照。なお、現在の宮殿大権現は平成八年(一九九六)県道行田蓮田線拡張工事のために移転・新築されたもの)には山岳修験と縁の深い白鳥大明神と八剣大明神が祀られ、その権現前に(33)八幡大菩薩・稲荷大明神の石碑があることも考え合わせると、屈巢村の広範囲において、修験、特に本山派修験桜本坊との関わりの中で、山岳信仰が浸透していったものと推測できそうである。

(32) 宮殿大権現



(33) 八幡大菩薩・稻荷大明神石碑



ちなみに、先述した桜本坊の末寺「大林寺」(「字市場耕地御除地林五反歩(約一五〇〇坪)(中略)但、右御除地林五反歩稻荷免ニ被下候、年月相訳不申候」)についても、同村の小事「市場」地域にあったものと推測できるため、当該地域において現地踏査を実施した。その結果、(図4)の位置に「大林寺」跡とおぼしき無縫塔や祠群を発見するに至った。

(図4)



「市場」地域の無縫塔等の在所については、先の無縫塔と同様、中根家管理の墓所となっており、大林寺の歴代僧都のものとおぼしき無縫塔や「屈巢村堂庵書上帳」に記載のあった石八幡などが現在も残されている。以下、実際に文字の判別が可能であったものをいくつか掲出する。

(34) 梵字石碑 (寛永二(一六二五) 巳酉天正月九日)



(35) 権大僧都良智法印 (享保五(一七二〇) 庚子天正月十六日)



(36) 金剛位権大僧都良猷 (寛政六(一七九四) 甲寅天)



(37) 金剛位権大僧都良 (宝暦九(一七五九) 巳癸天)



(38) 金剛位権大僧都良典



(39) 八幡宮祠正面(享保十四年(一七二九)九月十日)



(40) 八幡宮祠左側面



(41) 八幡宮祠裏面





「市場」地域において当該地が旧大林寺跡と推定されるのは、特に(34)梵字石碑および(39)～(42)八幡宮祠の碑文に拠る。

(34) 梵字石碑には「寛永二(一六二五) 巳酉天正月九日 大(僧都?) 良猷代 稻荷山大林寺」と刻まれている。「良猷」の名は(36)無縫塔にも見え、「中興 開山」とあることから、大林寺において中興の祖とみなされていたものと考えられる。ただし、(34)梵字碑文には「寛永二(一六二五)」、(36)無縫塔には「寛政六(一七九四)」と刻まれており、年代が合わない。後の元号を元号制定以前に刻むことは考えにくいので、①石工による誤記(寛政→寛永)、もしくは、②(34)石碑建立の時期について良猷の代に加筆したか、のいずれかの可能性が高い。また、山号として「稻荷山」と刻まれている点も、先述の通り、文政十一年(一八二八)六月「屈巢村堂庵書上帳」の「大林寺」の項に「字市場耕地御除地林五反歩(約一五〇〇坪)(中略)但、右御除地林五反歩稻荷免二被下候、年月相訳不申候」とあり、境内の「稻荷宮」に免じて除地となっていることから同寺が「稻荷宮」として認知されていた証左と捉えられよう。先の(30)石碑「藤伊奈利社」とも考え合わせると桜本坊末寺として「藤(富士) 稻荷社」との関連も類推できる。

一方、(39)八幡宮祠正面は「享保十四年(一七二九)九月十日」と刻まれており、これも「屈巢村堂庵書上帳」の「大林寺」の項にある「石八幡 高式尺 但、台座迄 享保十四勸請仕願之有無相訳不申候」との記載内容と合致する。さらに、(40)～(42)には「●(慎?) 終追遠者人倫之信為●不可有不勉于茲中根氏前園古往有八幡祠跡経星霜●須余年大破而漸残礎石已川里老農曰中根氏之太祖権大僧都良賢法印之廟工●由積年逐一知者希雖然●生之農間之難黙止温故今新造立石祠孝志共成因祀揃奏風老人筆記之 ●二年乙酉御済月正月九日 埼玉郡忍領屈巢村 櫻本坊 円学院 願主 中根重郎右衛門」と刻まれている。一部判読できないが、内容としてはおおよそ以下の通りだろう。

昔、中根氏の前園に八幡祠があったが、長い年月を経て礎石のみが残った。老農が語るには「(それが)中根氏の先祖権大僧都良賢法印の(つくった?) 廟(祠)のものであることが年が経つうちに仔細に知る者は稀になった」と。それを聞いて私(中根重郎右衛門)は黙っていることができず、新たに石の祠を造立することにした。

文中の「権大僧都良賢法印」が、(2)の無縫塔の「大徳権大僧都良賢法印」、『新編武蔵風土記稿』(及び『忍名所図会』)に記載のある「僧良賢」、高野山の塔頭清浄心院所蔵の「武蔵日月過去帳」に記録のある「権大僧都法印良賢」のことであり、現に今も中根氏によって「良賢法印」の無縫塔が守られていることから中根氏と深い縁があったことは明白である。また、(42)に「埼玉郡忍領屈巢村 櫻本坊 円学(「光」の誤記か?) 院」とあることから、中根氏による

「石八幡」造立にあたっては桜本坊が関与したことも明らかであろう。

ここまでの考察を経て、やはり気にかかってくるのが「中根家」の存在である。先の(1)～(10)旧桜本坊跡にある無縫塔群、および(34)～(42)旧大林寺跡にある無縫塔群は現在も中根家の墓所として管理されている。また、(1)～(10)旧桜本坊跡にある無縫塔群は現在、中根家住宅の裏手にあり、道路を挟んだ向かいにも中根家の住宅を確認できる(ただし、(1)～(10)旧桜本坊跡にある無縫塔群は、現在、京都の中根家所有の墓所であり、近隣の中根家はその親族で管理を委任されている状態にあるという)。さらに、同じ忍領内・旧北根村にある清法寺および久伊豆神社、近隣の鴻巣領・旧鴻巣宿にある雷電社(現・鴻神社)、菖蒲領・旧上郷地村にある久伊豆社、安楽寺、安福寺においても、隣接して中根家の住宅が確認される。何故このように社寺に隣接する形で「中根家」が散見されるのであろうか。

そこで注目されるのが「中根正盛」という人物である。中根正盛は、二代将軍・徳川秀忠の小姓として召し出され、大番組を経て、三代将軍・家光時代の小納戸役、やがて御側(後の側用人)となり、四代将軍・家綱時代まで大目付(将軍直属の監察機構)として諸国の監視を務めた人物である。(藤野保氏編『論集 幕藩体制史 第一期 第三卷 支配体制と外交・貿易』(雄山閣出版、一九九三年)寛永十一年(一六三四)正月以降に御側(側用人)に補任され、配下として与力十二騎を預けられた。この与力十二騎は国目付として諸国監察を任とし、主に諜報活動に従事した。また、これら与力を通じて全国(各藩)に隠密組織を保持し、情報網を張り巡らせていたという。また、寛永十二年(一六三五)十月頃、家光は正盛に対して幕閣との取次役として正規の監察機構とは別に監察権限を与え、幕藩体制社会全般の動向を把握させ、評定所へ出座させることによって幕府行政をも監察させた。その他、久能山や日光山の巡視、御家人の宅地査察、京・大坂・堺の巡察等の監察も執行させたという。(深井雅海氏『徳川将軍政治権力の研究』(吉川弘文館、一九九一年)

今回は対象を桜本坊およびその末寺に限定して考察を進めていくが、その前提として本山派修験がどのような支配形態を有していたのか改めて確認しよう。先に簡略な説明をしたが、新井浩文氏によれば、本山派修験では個々の山伏の活動圏(縄張り)を「霞」と称し、その上に地方行政上の一〇二郡ごとに郡内の霞を統括する有力な山伏を年行事として聖護院門跡が補任した。「年行事」山伏は、郡内の山伏を形式的に支配するのみならず、彼らが熊野先達として民間に檀家を持っていた関係上、その師檀相互の契約得分についても管理権を持っており、当該地域において絶大な支配権を握っていた。しかも、戦国時代、聖護院門跡を核とする本山派修験山伏がその統制下において使者をはじめ戦国大名と密接な関わりがあったことは周知の事実であり、その支配上における関連性はすでに修験道の組織的な面からその支配に至るまでを網羅した和歌森太郎氏の名著『修験道史研究』(河出書房、一九四二年)の中でも詳細な検討が成されている。戦国時代になると、地域の山伏はやがて、戦国大名との支配関係が強化されるにつれ、年行事山伏の使者としての活動や、配下の山伏を軍事目的の為に参集させるといった行為も随所にみられるようになっていった(なお、参集に応じない山伏に対して「可被行死罪」という極めて厳しい対処がなされる例もあった)という。(新井浩文氏「戦国期関東における本山派修験の勢力伸長について―幸手不動院を事例として―」『埼玉県立文書館紀要』第六号、一九九二年)

こうした本山派修験山伏の軍事面での機動力や情報ネットワークは、徳川幕府にとって脅威であると同時に、幕府支配をより強固なものにするために利用価値の高いものであったろう。そこで本山派修験を直接幕府の監視下に置くと同時に利用しようと考えたのが「中根家」だったので

はなからうか。

先の「屈巢村堂庵書上帳」によれば、桜本坊はあくまで「京都聖護院宮御末」すなわち、聖護院の末寺（『新編武蔵風土記稿』および『忍名所図会』も同様の記載）ではあるが、「武州埼玉郡触頭幸手宿不動院仕候」とも記載があり、幸手不動院を「触頭」（江戸時代、寺社奉行の命令を配下の寺院に伝達し、また配下の寺院の訴願を寺社奉行に取り次ぐ事を役職）とする寺院であったことが確認される。関東における本山派修験、特に幸手不動院の戦国期における勢力伸長については、新井浩文氏前掲論文に詳しいが、幸手不動院は、「天正十九年に聖護院門跡より玉竜坊とともに関東八州中年行事職事を安堵され、次いで翌天正二十年に徳川家康よりこれを追認されることにより、近世以降も引続き関東修験における確固たる地位を築いていく」ことになったという。ただ、『新編武蔵風土記稿』の桜本坊の項に「本山修験京都聖護院末ニテ年行事職ヲ司レリ」とあることから、少なくとも文政十一年（一八二八）時点では、桜本坊も年行事職に補任されていたと考えられる。同『新編武蔵風土記稿』の幸手不動院の項には「本山派修験京都聖護院末関東修験年行事職大先達ナリ」とあることから、寺格としては幸手不動院（関東修験年行事職大先達）―桜本坊（年行事）という関係にはなるが、同じ聖護院末寺であることから、両者の関係は単純な本末関係とはいえない。本末関係でいえば、「京都聖護院―幸手不動院」「京都聖護院―桜本坊」であり、幕府との関係および寺格でいえば、「寺社奉行―聖護院（本山）―幸手不動院（関東修験年行事職大先達・触頭）―桜本坊（年行事職）」ということになるうか。（このことは桜本坊跡地にある墓所が京都の中根家の所有であることも関係がありそうである。）

いずれにしても、桜本坊が幸手不動院に次ぐ寺格であることは確かなことから、当該地域において絶大な支配権を握り、忍領内外に末寺を持つことも納得できよう。そうした桜本坊を直接幕府の監視下に置き、かつ、そのネットワークを利用する目的で「中根家」が当該地域に配置された（おそらく院主になった者もいた）と考えれば、他の社寺に隣接する形で「中根家」が居住している理由も自ずと明らかになってこよう。要するに、「中根家」は社寺の本末制度を介して幕府直轄の隠密組織を形成しようとしていたと類推できるのである。ただし、現在まで残されているのはその状況証拠のみであって、物的証拠は何一つない。したがって、このことを立証することは不能である。このように考えてみると、幕府の隠密行動は現在に至るまで見事に成功しているといえよう。

以上、明治以前に存在した屈巢村の寺院「桜本坊」並びに末寺「多宝院」「大林寺」に関して考察してきた。残された問題はこれらの寺院が明治以降になって忽然と姿を消した理由である。先の考察を踏まえつつ、次節にてその事情に迫っていききたい。

三、明治期の諸政策の遂行と「桜本坊」の消滅

明治以前に存在した屈巢村の本山派修験寺院「桜本坊」並びに末寺は、明治以降になって忽然と姿を消し、いまやその堂舎を見ることができない。こうした事態は何故に起こってしまったのだろうか。

ここで注目したいのが、『川里町史 通史編』に記された次の一文である。

現在川里町には一〇の寺院が存在するが、これは明治初年の神仏分離や廃仏毀釈によって寺院の統廃合が行われた結果であり、近世には現在の数を上回る寺院が存在した。

つまり、明治初頭の「神仏分離や廃仏毀釈」の渦中に屈巢村内の多くの寺院が巻き込まれる形となったのである（明治期の神仏分離や廃仏毀釈の梗概については、安丸良夫氏『神々の明治維

新「神仏分離と廃仏毀釈―」（岩波新書、一九七九年）、神仏分離一五〇年シンポジウム実行委員会編『神仏分離を問う直す』（法蔵館、二〇二〇年）、畑中章宏氏『廃仏毀釈―寺院・仏像破壊の真実』（ちくま新書、二〇二一年）、等に詳しい）。特に修験道に対する明治政府の対応が非常に厳しいものであったことは、宮家準氏「近現代の山岳宗教と修験道―神仏分離令と神道指令への対応を中心に―」（『明治聖徳記念学会紀要』（復刊第四十三号）、二〇〇六年）や鈴木正崇氏「明治維新と修験道」（『宗教研究』九十二巻二輯、二〇一八年）等によって既に明らかにされている。鈴木正崇氏前掲論文は以下のようにまとめている。

修験道は、江戸時代には民衆の中に神仏混淆の形態で深く定着したが、新政府による慶應四年（明治元年）のいわゆる神仏判然令以後、急速に崩壊へと向かった。神仏判然令で最も甚大な影響を被ったのは権現に社僧や別当として奉仕してきた修験道であり、その解体は神道国教化を進める新政府から見ても必然であった。修験は政府の指令に基づき、寺院として存続する、復飾（還俗）して神主になる、帰納するなどの選択を迫られた。そして、明治五年に出された修験宗廃止令によって天台宗か真言宗への帰属を迫られて事実上、解体された。

言うまでもないが、「本山修験京都聖護院末ニテ年行事職」にあった「桜本坊」並びに「大林寺」等の末寺はこうした明治新政府の標的とされ、廃寺へと追い込まれたと考えると間違いないだろう。

旧屈巢村において、苛烈な廃仏毀釈が行われたことは現存する寺院内外などに首のない石地藏など破壊された石仏が多数残されていることから明らかである。

（43）観音堂の石地藏



（44）久伊豆社傍の石地藏



（45）円通寺の石地藏①



(46) 円通寺の石地藏②



(47) 真福寺の石地藏



(48) 真福寺の石観音



また、当村の神仏判然令や修験宗廃止の遵守についても、既に紹介した旧桜本坊にあった「石荒神」「石山王」「石稻荷」が久伊豆社に移設されていることや、真福寺の山号変更から読み取ることができる。

現在、真福寺は「無量山」を山号としているが、かつて山号は「宮殿山」であった。その由来について、『川里町史 通史編』では「屈巢村真福寺起立書」に拠って以下のように記している。

真福寺は往古より屈巢の地に鎮座していた宮殿大権現の境内に建立された寺院で、山号の宮殿山はこの故事に基づき大檀那であった大河内金兵衛が名づけたという。また、不動院の院号は、同村内の桜本坊より本尊として不動尊を迎えたことによるとしている。これらの山号・院号および寺号が定められたのは証範の代といい、起立書が作成された時期に屈巢村中郷の中根氏のもとにあった延宝九年（一六八一）の書付には「慶長一五庚戌年ヨリ証範開山

ト成ル」とあった。しかし、書中の「当寺住職列」の項では開山は証伝で、証範は「第二世続開山」となっており、起立書を作成した第七世円明は予愚案ニ第二世続開山証範 慶長一五年庚戌年寺号ヲ開玉フ乎 不分明」と疑問を呈している。

この記事によれば、そもそも真福寺の山号「宮殿山」は、「宮殿大権現」の境内に建立されたという故事に拠っており、本尊である不動明王も桜本坊から奉迎したものであることから、真福寺自体が「宮殿大権現」および「桜本坊」の協力によって建立することができた寺院だと分かる（なお、「真福寺起立書」作成の天元元年（一七八一）四月に既に中根家所蔵「延宝九年（一六八一）の書付」が存在した点も興味深い）。図2の小字を見ると「宮殿」「宮殿前」「外宮殿」とあり、ここ一帯の地名自体も「宮殿大権現」に由来すると考えられる。かつて真福寺が「宮殿山不動院」と号していたことは、現在真福寺に残されている（49）金剛藏塔婆の銘文によっても確認できる。しかしながら、真福寺は明治新政府の命に従わざるを得ず、法令に則り、山号の廃止を断行したものと推測できよう。（なお、「鴻巣の文化財」第9号（川里地域の指定文化財）・平成二十一年）の真福寺・不動明王に関する解説には、かつて桜本坊から不動尊を奉迎したことについて触れていない。）

（49）真福寺の金剛藏塔婆（宝暦十年（一七六〇）庚辰天十一月）



では、こうした「神仏分離や廃仏毀釈」の嵐の中、本山派修験「桜本坊」並びに末寺はどのような運命をたどったのだろうか。古川晴之氏・土本俊和氏「廃仏毀釈と郡中小学校―近世初頭から近代初頭に至る領主的土地所有の解体過程を背景にもつ小学校の動向」（『日本建築学会計画系論文集』第六一〇号、二〇〇六年）は、明治新政府の寺社に対する法令が京都の宗教界にどのような影響を与えたのかを論じているが、以下の指摘に注目したい。

廃仏毀釈に続き、京都の宗教界に追い打ちをかけたものが、明治4年（1871）と同8年（1875）の2度にわたる寺社領上知令である。（中略）まず、明治4年の第一次上知令では、境内を除く社寺領が、つづく明治8年の第二次上知令では境内や社叢などのごく周辺の山林および社寺の買得地などを除く全ての土地が収公された。各地に点在する広大な社寺領に加え、京都周辺に多くの境内地を有していた大寺社にとって、これらの一連の上知令は、その経済的基盤を根底から覆す大事件であった。このように上知された土地は、「京都の近代化に欠かせぬ諸施設の用地として活用され」（京都市『史料 京都の歴史1』平凡社、一九九一年）た。その代表例として、妙法院境内を払い下げられた、番組小学校の一つでもある修道小学校などがあった。その他、窮民授産所・療病院・癩病院などが、大寺社の境内地などに建てられた。「この中には、廃仏毀釈などによって存在そのものが危ぶまれた寺院が、自衛のために土地や建物、基金を提供したものも含まれる。（後略）」（京都市『史料 京都の歴史1』同前）

おそらくこうした状況は、京都のみならず他の地域においても同様であったと考えてよからう。そのことは、松川智一氏・土本俊和氏「松本城下町における寺院の転用計画―廃仏毀釈の都市計画的位置」(『日本建築学会計画系論文集』第四九五号、一九九七年)の分析からも確認できる。

では、屈巢村における本山派修験「桜本坊」とその末寺はどのように変遷していったのだろうか。実は「桜本坊」については、明治初年〜昭和二十五年までどのような状態であったのか文獻史料からは明確にできない。昭和二十八年(一九五三)三月に書かれた屈巢中学校(川里中学校屈巢分教場)教頭の武藤安政氏「屈巢中の沿革」によれば、

第一年度(昭和二十二年度)

新学制施行され、現在小学校舎(※現在の「鴻巣市立屈巢放課後児童クラブ」の位置)の南棟(三教室)終戦前四か村組合立青年学校舎あとを仮校舎とし、四月二十三日開校並びに入学式を挙げる。

第二年度(昭和二十三年度)

生徒数の増加により新(※「真」の誤記)福寺に二教室の分教場が設置され、二年生が分教場で授業することになる。

第三年度(昭和二十四年度)

分教場は種々の都合で廃止され、二部授業が開始される。近村に建築された新校舎をなぐめ羨み深いものを感じ、一刻も早く新校舎く鎮守の森に眠る杉の太木は、いつわれくの校舎になるのかともがき狂った。

第四年度(昭和二十五年)

遂に新校舎敷地・設計・予算は決定され(中略)工事が開始された。

とあり、おそらくこの文章に出てくる「鎮守の森に眠る杉の太木」は桜本坊のものと推測されるが、昭和二十五年(一九五〇)時点で現在の屈巢小学校の位置に屈巢中学校が新築・移転、その後、先の屈巢小学校の沿革の通り、「昭和三十七年(一九六二)川里村立屈巢小学校は旧川里中学校屈巢分教場(川里村大字屈巢四五一五番地)現在の屈巢小学校の位置」に位置を変更「したこと以外、記録に残されていない。なお、「屈巢小学校の沿革」および「屈巢中学校の沿革」に「観音堂」「真福寺」「円通寺」が境内を校舎や分教場として提供している記事が散見されるのは、先の指摘の通り、「廃仏毀釈などによって存在そのものが危ぶまれた寺院が、自衛のため」に行った措置と考えるとよいだろう。

記録類以外に残されているもので「桜本坊」並びに末寺の変遷を確認できるものとしては他に地図類がある。以下、制作年代順に掲出してみる。

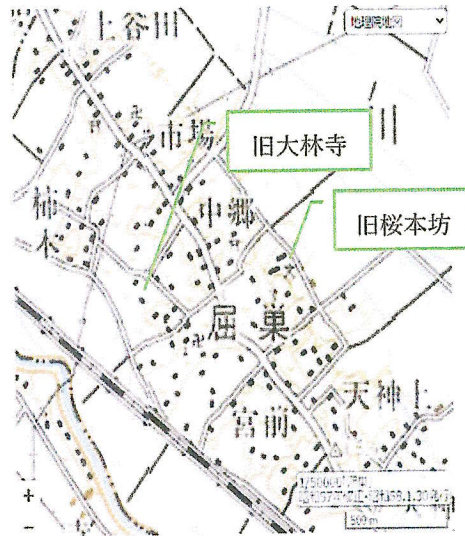
(50) 明治四十年(一九〇七)測図・明治四十二(一九〇九)年八月三十日発行



(51) 昭和九年(一九三四年) 要修・昭和二十一年(一九四六年) 九月二十五日発行



(52) 昭和五十七年(一九八二年) 修正・昭和五十八年(一九八三年) 一月三十日発行



「桜本坊」に関しては、(50) 明治四十年(一九〇七年) 時点では空き地、(51) 昭和九年(一九三四年) 時点では桑畑、(52) 昭和五十七年(一九八二年) 時点で屈巢小学校の存在が確認できる。

なお、旧屈巢中学校(旧川里中学校屈巢分教場) が出来た前の様子については、旧屈巢中学校建設当時の屈巢村村長の娘である藤村悦子氏(昭和十一年(一九三六年) 生) の証言が参考になる。藤村悦子氏の証言によれば、屈巢中建設前、当地には確かに桑畑や森があり、その森の杉の太木は登ると村中が見渡せるほどの大きさであったという。この証言は、先の武藤安政氏の沿革および(51) 地図と一致する。さらに屈巢中を建設するにあたって、当時の藤村村長がその用地確保のため、村長自身も自身の土地(二反(六〇〇坪) 分) を提供し、さらに現校地を所有していた村中の地権者たちと交渉し、土地の交換を行っていたという。現屈巢小学校の校地は五二〇〇坪、旧桜本坊の除地は三六〇〇坪なので、旧桜本坊の土地も含め、さらに加増した可能性もあるが、これもまた推測の域を出ない。

一方、末寺の「大林寺」については、地図記号によってその変遷が明らかとなる。(50) 明治四十年(一九〇七年)、および(51) 昭和九年(一九三四年) の地図に地図記号が付されている。二つの地図記号は異なっているが両方とも同じ施設を示す記号である。その施設とは「避病院」である。明治政府は第四次コレラ流行以後、明治十年(一八七七年) 「避病院仮規則」を交付し、避病院などの隔離施設の整備を進め、明治十一年(一八七八年) 頃から日本各地で避病院の設置、患者の収容・隔離体制が整えられたという。

(52) 昭和五十七年(一九八二)の地図からは「避病院」の記号が消えているが、現在、「避病院」跡地には屈巢浄水場が建設されている。こうした社寺用地の転用については先に指摘のあった京都の事例、すなわち「窮民授産所・療病院・癩病院などが、大寺社の境内地などに建てられた」ことも合致している。

要するに、明治新政府は「神仏判然令」、「修験宗廃止令」「寺社領上知令」などの交付によって社寺の領地を収公する一方で、「学制」や「避病院仮規則」などを交付し、まさに「近代化に欠かせぬ諸施設の用地」を確保することに成功したということになる。

さらに修験道に限っていえば、先に述べたように、明治新政府にとっても、その軍事面での機動力や情報ネットワーク自体、脅威であったことは想像に難くない。まして旧幕府の支配下に置かれ、情報収集に活用されていたとなれば、明治新政府も見過すわけにはいかなかったと考えられる。故に修験のみにターゲットを定め、「明治五年に出された修験宗廃止令によって天台宗が真言宗への帰属を迫られて事実上、解体された」のであろう。

こうした明治維新における一連の動きを、日本各地の村落に根づいた信仰のあり方や伝統文化という側面から考えてみると、新政府による一方的な「神仏判然令」や「修験宗廃止令」等の交付は、いわば日本における「文化大革命」であったといえよう。「廃仏毀釈」も含め、このような強制的な思想・宗教統制が日本においてもなされていたことは、明治維新の負の側面として、今一度改めて記憶にとどめておく必要があるのではないだろうか。

なお、かつて桜本坊の本尊とされた行基作の薬師如来坐像、運慶作の薬師如来坐像、弘法大師作の不動明王立像の行方は現在も不明である(現在、真福寺にある不動明王像は半跏趺坐像、上谷田地区にある薬師如来像は立像のため、該当しない)。また、末寺の大林寺にあった稻荷宮についてもその痕跡は一切残されていない。両寺院の往時の存在証明をしてくれるものは、もはや無縫塔群や石仏・石祠以外にはなく、明治から遠く隔たった現在において誰もその存在を知る者はいない。

三、まとめにかえて

現在、小字「薬師前」にある元御蔵場跡には放課後児童クラブが、元桜本坊跡地には屈巢小学校が開設され、多くの子どもたちが日々勉学や運動に勤しんでいる姿を見ることができ。それはかつてこの地で日々修験の鍛練に励んでいた若き寺僧や境内で遊び回っていたであろう村の子どもたちの姿とも重なり合ってくる。一方、桜本坊末寺である元大林寺跡は避病院から浄水場へと変遷した。桜本坊が病氣平癒で信仰を集めた薬師如来を本尊としたこと、稻荷神が農耕の神(農業にとって水は最も重要である)であることを考えると、ここにも因縁めいたものを感じずにはいられない。

新型コロナウイルスが蔓延する昨今、桜本坊跡地「薬師前」で学ぶ子どもたちにお薬師様の加護があることを願うばかりである。今はもう徳川家康が愛でた鷹留桜を見ることができないが、今年も旧桜本坊跡地には満開の桜が咲くことだろう。

(たけうち みちあき・東京電機大学中学校・高等学校教諭)

2023年5月